

受理番号

特例輸入者 承認申請書  
特定輸出者

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

印

関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者 の承認を受けたいので、下記のとおり  
関税法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者  
申請します。

記

1 . 関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名  
    関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする

2 . 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからヘまでのいずれか に該当する事実の有無（該当する  
    関税法第 67 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか 事実がある場合にはその内容）

3 . その他参考となるべき事項

4 . 承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先  
    輸出入者

代理人

承認番号

特例輸入者 承認通知書  
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認申請については、承認したので通知します。

(注) 承認者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

特例輸入者 不承認通知書  
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認申請については、承認をしないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日

不承認理由

**特例輸入者 承認内容変更届  
特定輸出者**

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日付承認番号 号により承認を受けた 特例輸入者 承認  
特定輸出者  
の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

2. 関税法第7条の5第1号イからハ のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）

（注）1. 住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。

2. 役員（代表者を含む）代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示する書類（一覧表等）及び履歴書（役員以上）を添付してください。
3. 役員（代表者を含む）代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2.」欄の記入は不要です。
4. 法令遵守規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則を添付してください。

税関様式C第9040号

特例申告 取りやめ届  
特定輸出申告

平成 年 月 日

税関長 殿

届出者

住所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

代理人

住所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日付承認番号

号により承認を受けた

特例輸入者 承認について、関税法第7条の2第1項の規定の適用を受ける必要がなくなつ  
特定輸出者 関税法第67条の3第1項の規定に基づき届け出ます。  
たので、関税法第7条の10 関税法第67条の7 の規定に基づき届け出ます。

取りやめの理由

特例輸入者 承認取消書  
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認番号 号により承認した 特例輸入者 承認に  
特定輸出者  
については、下記の理由により取り消したので、通知します。

記

(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

税関様式C第9060号

申請番号

特例輸入者  
特定輸出者

承認の承継の承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

代 理 人

住 所

氏名又は名称

印

関税法施行令第4条の15第2項  
関税法施行令第59条の11第2項において準用する関税法施行令第39条の2第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称	
被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所	
承認の承継の理由	
相続又は合併若しくは分割が予定されている年月日	

税関様式C 第9070号

承認番号

特例輸入者　承認の承継の承認書  
特定輸出者

平成　年　月　日

殿

税　關　長　　印

平成　年　月　日付承認の承継の申請については、承認したので通知します。

(注) 承継の承認を受けた特例輸入者・特定輸出者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

特例輸入者 承認の承継の不承認書  
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認の承継の申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日

理由

## 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住所 所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項・第5条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所			
帳簿の種類名称	備付け開始日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の6-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年　月　日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理 年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年　月　日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年　月　日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年　月　日	電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

## 7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

### 《注意事項》

- 1 法第4条第1項(電磁的記録による備付け及び保存)の承認を受けようとする場合は、(1)から(5)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第1項(電磁的記録による備付け及びCOMによる保存)の承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要がある。

<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(第3条第1項第1号イ関係)            データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。            データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。            上記以外の方法による。            [ ]</p> <p>* 該当する場合のみ記載すること。            ただし、入力日から[ ]日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規定等でこの旨を定める)</p> <p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置(第3条第1項第1号ロ関係)            入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。            入力データに個々のデータを特定することができる情報[一連番号、伝票番号、その他( )]を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。            上記以外の方法による。            [ ]</p> <p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号関係)            次の名称の書類を備え付ける。            システムの概要を記載した書類            [ ]            システムの開発に際して作成した書類            [ ]            システムの操作説明書            [ ]            電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は委託処理契約書)及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類            [ ]</p> <p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第1項第4号関係)            電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。            上記以外の方法による。            [ ]</p> <p>(5) 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号関係)            主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p>

日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。  
 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(6) COM の作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COM の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COM が作成された旨を証する記載及び記名押印、COM の作成責任者の記名押印、COM の作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>
	(7) COM の索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号関係） 帳簿の種類などを特定し、対応する COM を探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COM フィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[ ]</p>
	(8) COM の索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COM ごとの記録事項の索引をそれぞれの COM に出力する。
	(9) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COM の保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COM の内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[ ]</p>
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又は COM の検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当する COM の記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[ ]</p>

## 8 その他参考となる事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績	
(1) 第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無	有 無
(2) 承認を受けている場合は、	
承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日	年 月 日
承認を受けた主な帳簿の種類名称	
[ ]	[ ]
承認した所轄税務署長等	[ ]
(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無	
有（取り消された日 年 月 日）	無

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

## 関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書

書類

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項・第5条第2項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所			
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の6-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年　月　日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日	電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

## 7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

### 《注意事項》

- 1 法第4条第2項(電磁的記録による保存)の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第2項(COMによる保存)の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)に掲げる事項について記載する必要がある。

電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 ・ 措 置	<p>(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号関係) 次の名称の書類を備え付ける。 システムの概要を記載した書類        [ システムの開発に際して作成した書類 ] [ システムの操作説明書 ] [ 電子計算機処理に関する事務手續を明らかにした書類(又は処理委託契約書)並びに電磁的記録の保存に関する事務手續を明らかにした書類 ]</p>								
電 ( 磁 的 記 録 に よ る 保 存 の 一 部 に 固 有 の 措 置	<p>(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第1項第4号関係) 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。 上記以外の方法による。        [</p> <p>(3) 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号、第3条第2項関係) 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" data-bbox="303 1327 1398 1477"> <thead> <tr> <th data-bbox="303 1327 826 1365">検索の条件として設定することができる記録項目</th><th data-bbox="826 1327 1398 1365">主な書類の種類名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 1365 826 1403">取引年月日</td><td data-bbox="826 1365 1398 1403"></td></tr> <tr> <td data-bbox="303 1403 826 1441"></td><td data-bbox="826 1403 1398 1441"></td></tr> <tr> <td data-bbox="303 1441 826 1477"></td><td data-bbox="826 1441 1398 1477"></td></tr> </tbody> </table> <p>日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称	取引年月日					
検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称								
取引年月日									
COM による 保存 に 固 有 の 措 置	<p>(4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置(第4条第1項第1号関係) COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける 保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(5) COMの索引簿の備付けに関する措置(第4条第1項第2号、第4条第2項関係) 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。        [</p>								

C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(6) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、 COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭 な状態で出力することができるようとする。 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5 号関係） 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 [ ]

## 8 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の実績			
(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無	有	無	
(2) 承認を受けている場合は、 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日	年	月	日
承認を受けた主な書類の種類名称			
[ ]			
承認した所轄税務署長等	[ ]		
(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無	有(取り消された日)	年	月 日
			無

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に 委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	

## 関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住所 所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等						
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿
		年 月 日		業務 速やか	有・無	
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		

(1/4)

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の6-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年　月　日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日

5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

## 6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

(1) スキャナの基準（第3条第4項、第3条第5項第2号イ）	解像度が1ミリメートル当たり8ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。			
(2) 電子署名の付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）				
認証局の名称	電子署名の種類等			
	電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
	電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2号第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ハ）				
事業者の名称	タイムスタンプの種類等			
	財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
	財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号ニ）	関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することでできる。			
(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ホ）	記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。			
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語
自己開発・委託開発・市販（）				
自己開発・委託開発・市販（）				
(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第3号）	（一連番号、伝票番号、その他（ ））により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようとする。 上記以外の方法による。			
	[ ]			

(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第5項第4号関係）																														
電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。																														
(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係）																														
次の書類を備え付ける。																														
(システムの概要を記載した書類)																														
システム　　スキャナ　　訂正削除　　検索機能　　その他( )																														
全体　　　装置　　　管理機能																														
(システムの開発に際して作成した書類)																														
システム　　スキャナ　　訂正削除　　検索機能　　その他( )																														
全体　　　装置　　　管理機能																														
(システムの操作説明書)																														
システム　　スキャナ　　訂正削除　　検索機能　　その他( )																														
全体　　　装置　　　管理機能																														
(電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類）																														
電子計算機処理　　電磁的記録の保存　　その他( )																														
契約書（電子署名　　タイムスタンプ）																														
(9) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係）																														
記録項目を検索の条件として設定することができる。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な書類名</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>数量及び価格</th> <th>仕出入</th> <th>取引年月日</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名	品名	数量及び価格	仕出入	取引年月日																					
検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名																										
品名	数量及び価格	仕出入	取引年月日																											
数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。																														
二以上の記録事項を組み合わせて条件を設定することができる。																														

## 7 その他参考となる事項

### 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績

(1) 第4条第3項の承認の有無 有 無

(2) 承認を受けている場合は、  
承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日  
承認を受けた主な書類の種類名称

[ ]

承認した所轄税務署長等 [ ]

(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無  
有(取り消された日 年 月 日) 無

(注) 法第4条第3項の承認を受けた関税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住 所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所		
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）

3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理 年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM

4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間

保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間  
保存期間全期間

5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

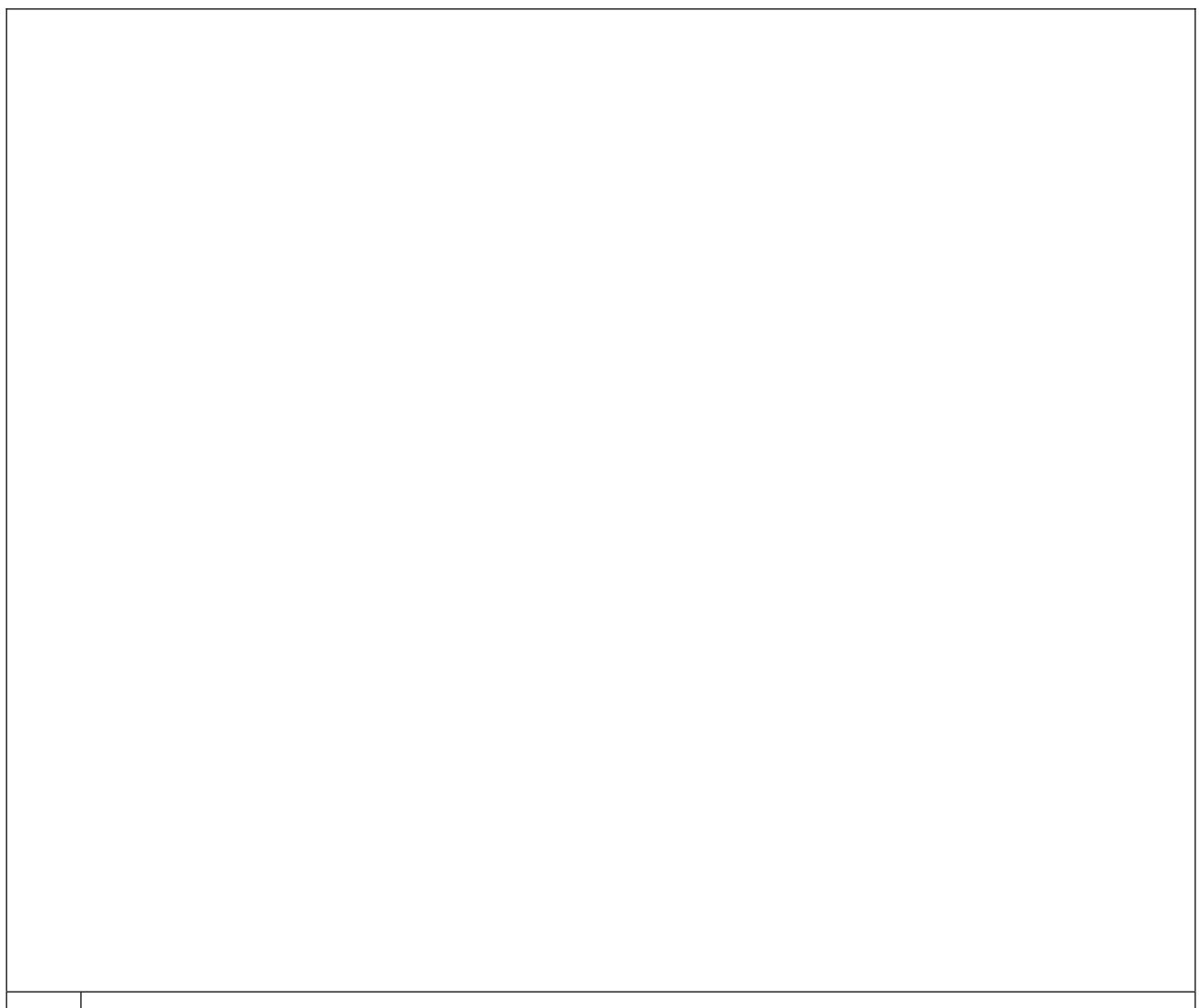
## 7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

### 《注意事項》

- 1 法第4条第1項（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている関税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第4条第2項（関税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている関税関係書類について承認を受けようとする場合は、(3)及び(6)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「3 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」でを選択した場合は、(4)及び(5)に掲げる事項についても記載する必要があります。

関 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 に 固 有 の 措 置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>* 該当する場合のみ記載してください。 ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等での旨を定める）。</p>
関 税 関 係 書 類 の 保 存 に 固 有 の 措 置	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号口関係）</p> <p>入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>
関 税 関 係 書 類 の 保 存 に 共 通 の 措 置	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <p>次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>システムの概要を記載した書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>システムの操作説明書</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>
関 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 に 固 有 の 措 置	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <p>電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>

関税 関係 帳簿 の保 存等に 固有の 措置	(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係） 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検索の条件として設定することができる記録項目</th><th>左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">帳 簿</td><td>品 名</td></tr> <tr><td>数 量</td></tr> <tr><td>価 格</td></tr> <tr><td>輸 出 者 名</td></tr> <tr><td>許 可 年 月 日</td></tr> <tr><td>許 可 書 の 番 号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">書 類</td><td>取 引 年 月 日</td></tr> <tr><td></td></tr> </tbody> </table> <p>日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳 簿	品 名	数 量	価 格	輸 出 者 名	許 可 年 月 日	許 可 書 の 番 号	書 類	取 引 年 月 日
検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称											
帳 簿	品 名											
	数 量											
	価 格											
	輸 出 者 名											
	許 可 年 月 日											
	許 可 書 の 番 号											
書 類	取 引 年 月 日											
関 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 ・ 關 稅 關 係 書 類 の 保 存 に 共 通 の 措 置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 <p style="text-align: center;">[ ]</p> <p>保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、 COMの作成責任者の記名押印、 COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>											
	(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係） 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: center;">[ ]</p>											
	(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。											
	(9) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、 COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: center;">[ ]</p>											
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 <p style="text-align: center;">[ ]</p>											
	8 その他参考となる事項											
	国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合） 又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等 <p style="text-align: center;">[ ]</p>											



添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</li><li>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</li><li>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</li></ol>
------------------	---

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 届出者

住所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(関税法第94条第3項において準用する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 COMスキャナ	
	年 月 日	電磁的記録 COMスキャナ	
	年 月 日	電磁的記録 COMスキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
<hr/> <hr/> <hr/>			
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税における第7条第1項の届出の状況等			
<hr/> <hr/>			

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)  
税関長 殿

届出者  
住所  
氏名又は名称 印  
電話番号  
輸出入者符号  
代表者氏名(法人の場合)

次の事項を変更することとしたので、関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(関税法第94条第3項において準用する場合)			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM スキヤナ	
	年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM スキヤナ	
	年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM スキヤナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変更事項	変更の内容		
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税における第7条第2項の届出の状況等			

税関様式T第1000-2号

経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(署 名)

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第2条第1項ただし書により、下記のとおり同令別表第 第 項に係る関税割当証明書の提出を猶予願いたいので、申請します。

記

関税率表番号	記号及び番号	品 名	数 量
申請の理由		提出猶予期限	

輸入申告番号

輸入申告年月日

(注) 1. この申請書は2通提出してください。

2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(規格A4)

## 税関様式 T 第1040号

申請番号

## 被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

関税定率法第10条第2項（第3項又は第4項）の規定により関税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

輸入許可の年月日 及 び 番 号	記 号 番 号	品 名	数 量	価 格	関 税 の 額
災害等のやんだ日					
関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする額及びその計算の基礎					

- （注） 1. この申請書には、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（被災貨物が特例申告貨物である場合には、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び被災貨物についての確認書を添付してください。
2. 「輸入許可年月日及び番号」欄は、被災貨物が特例申告貨物である場合には、「特例申告書の提出年月日及び番号」又は「決定通知書の発出年月日及び番号」と訂正の上、必要事項を記入して下さい。

届出番号

## 外 国 貨 物 等 亡 失 届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)  
(署 名)

適用法令	イ. 関税定率法施行令第38条の規定により準用される同令第11条第1項 ロ. 関税定率法施行令第61条の規定により準用される同令第11条第1項 ハ. 関税暫定措置法施行令第38条第1項 二. 関税定率法第13条第7項ただし書の規定を準用するコンテナーに関する通 関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通 関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第2項					
	輸入許可 税關	輸入許可 年月日	輸入許可書 等の番号	品名 (免税コンテナーの場合には種類記 号及び番号)	数量	価格
	亡失した年 月日及び場 所					
	亡失した理 由					
備考						

(注) 1. この届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2. この届出書は、2通提出して下さい。
3. この届出書には、亡失地所轄警察官署等の亡失の事実を証明した書類を添付して下さい。
4. 印の欄は、該当する適用法令の記号を で囲んで下さい。

(規格 A 4 )

申請番号

税関様式T第1620号

## 課税原料品による製品の輸出に係る関税払戻し(減額控除)申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
住 所  
氏名又は名称

印

関税定率法第19条の2第2項(第3項又は第4項)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第16条第4項(第5項又は第6項)の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し(減額控除)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸出貨物の製造に使用した課税原料品			輸出貨物		
品 名	数 量	輸入許可税関	品 名	数 量	
払戻し(減額控除)を受けようとする関税等の額	関 稅 円	消費税 円	地方消費税 円	税 円	合計 円
保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地					

払戻し 関税等の 受領方法	1.直接受領				
	2.銀行振込	銀 行 名	銀 行	支店	当座 普通
		口 座 名 義	フリガナ		
		口 座 番 号			
	3.銀行送金	銀 行 名	銀 行	支店	

- (注) 1. この申請書は、2通を輸出貨物の輸出申告の際、課税原料品の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書(課税原料品が特例申告貨物である場合には、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税關の証明書)関税等を納付したことを証する書類(払戻しを受けようとする場合に限る。)及び税關の確認を受けた製造終了報告書を添付して輸出申告税關に提出して下さい。
2. 「保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地」の欄には、総合保税地域にあっては輸出貨物を製造した施設の名称及び所在地を記入して下さい。
3. 関税等の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときには、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。

(規格 A4)

申請番号

## 違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者  
住 所  
氏名又は名称

印

契約の内容が相違するため

下記貨物は、通信販売物品を返送するため 輸出しますから、関税定率法第20条第1項(第3項又は第4項)  
販売又は使用が禁止されたため及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第17条第1項(第3項又は第4項)の規定により関税、  
内国消費税及び地方消費税の払戻し(減額・控除)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

払い戻すべき 減額・控除す べき)関税額等		関税 円	消費税 円	地方消費税 円	税 円	合計 円
輸入貨物	記号 番号	品 名	個 数	数 量	価 格	納付した(すべき)関税額等
						関税額 円 消費税額 円 地方消費税額 円 税額 円
輸入許可年月日		輸入申告番号				
輸出者						
製造者						
輸入者						
納入元						
輸出貨物	記号 番号	品 名	個 数	数 量	価 格	
						円
保税地域の名称及び所在地				搬入年月日		
輸出の事由						

払戻し 関税等の 受領方法	1.直接受領				
	2.銀行振込	銀 行 名	銀 行	支 店	当 座 普通
		口 座 名 義 口 座 番 号	フリガナ		
	3.銀行送金	銀 行 名	銀 行	支 店	

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。  
 2. この申請書には、関税定率法第20条第1項各号に該当することを証する書類及び輸入許可書(特例申告貨物である場合は特例申告書の写し)又はこれに代わる税關の証明書を添付して下さい。  
 3. 輸出の事由欄には、違約品にあっては輸入貨物の品質、性質等が契約の内容と相違している点に、また、販売又は使用が禁止された貨物にあっては、その規制対象となった点について詳細に記載してください。また、通信販売物品を返送する場合にあっては返送の理由を記載して下さい。  
 4. 関税等の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を「」で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。  
 5. の欄は記入しないで下さい。  
 6. 払戻し(減額)を受けようとする貨物が特例申告貨物である場合には、「輸入許可年月日」欄には、特例申告書の提出年月日を( )書で併記して下さい。

(規格 A4)

申請番号

## 違約品等の廃棄に係る関税払戻し(減額控除)申請書

平成 年 月 日

税関長殿

申 請 者  
住 所  
氏名または名称

印

契約の内容が相違するため

下記貨物は、通信販売物品について予期しなかつたため輸出に代えて保税地域で廃棄しましたが、関税定率法販売又は使用が禁止されたため

第20条第2項(第3項又は第5項)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第17条第2項(第3項又は第5項)の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し(減額控除)を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

払い戻すべき 減額控除す べき関税額等		関税 円	消費税 円	地方消費税 円		税 円	合計 円
輸入貨物	記号 番号	品 名		個 数	数 量	価 格	納付した(すべき)関税額等
							関税額 円
							消費税額 円
							地方消費税額 円
						税額 円	
輸入許可年月日				輸入申告番号			
輸出者							
製造者							
輸入者							
納入元							
区分	記号 番号	品 名		個 数	数 量	価 格	
廃棄した貨物							円
廃棄により生じた残存物							円
廃棄の場所				廃棄の日時			
保税地域の名称及び所在地				搬入年月日			
廃棄の理由							

払戻し 関税等の 受領方法	1.直接受領				
	2.銀行振込	銀行名	銀行		支店 当座 普通
		口座名義 口座番号	フリガナ		
		3.銀行送金	銀行名	銀行	

- (注) 1. この申請書は、税関職員がその廃棄について確認した「減却(廃棄)承認書」(C-3170)を添付して下さい。  
 2. 関税等の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を□で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。  
 3. の欄は記入しないで下さい。  
 4. 払戻し(減額)を受けようとする貨物が特例申告貨物である場合には、輸入許可年月日欄には、特例申告書の提出年月日を( )書で併記して下さい。

(規格A4)

平成 年 月 日

## 小売業者承認申請書

殿

申請者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

（署 名）

関税暫定措置法第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり小売業者の承認を申請します。

記

特定販売場の名称	
特定販売場に係る保税蔵置場の許可を受けた年月日	平成 年 月 日
特定販売場に係る保税蔵置場の許可書の番号	
承認を受けようとする期間	平成 年 月から平成 年 月 日まで
関税暫定措置法施行令第 41 条第 1 項第 4 号に規定する周知の方法	
関税暫定措置法施行令第 41 条第 1 項第 5 号に規定する教示その他の援助の方法	
その他参考となるべき事項	

（規格 A 4 ）

（注） 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。